

九十九里町バナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、九十九里町ホームページ広告掲載取扱要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及び利用者の使いやすさを保持するため、バナー広告の表現について、必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の各号に掲げる表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) GIFアニメーション、Flash等

(町ホームページとの区別)

第3条 次の各号に掲げる表現については、利用者が町のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため禁止する。

- (1) 町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「法律相談」、「職員採用情報」など町政を連想させる分野の表現を用いるなど、利用者が町の事業であると誤解しやすいもの

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、九十九里町ホームページ広告掲載取扱要綱の交付の日から施行する。